

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	酒田市立酒田看護専門学校
設置者名	酒田市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	92単位	88単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

- 学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 (該当なし)
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	酒田市立酒田看護専門学校
設置者名	酒田市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名 称	学校運営会議
役 割	学校運営上の重要事項について協議する 酒田市立酒田看護専門学校の組織運営等に関する規程 (運営会議の協議事項) 第12条 運営会議は次に掲げる事項について協議する。 1)学校の学則及び諸規程に関する事項 2)教育方針、教育計画及び教育内容に関する事項 3)学生の入学及び退学、年次別単位取得並びに卒業の認定に関する事項 4)転入生の履修得単位並びに転入学年及び在学期間の認定に関する事項 5)賞罰に関する事項 6)学校経営の方針に関する事項 7)その他運営会議において必要と認める事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(地独) 日本海総合病院 副院長兼看護部長（現職）	定めていない	学校運営委員
酒田市健康福祉部長（現職）	定めていない	学校運営委員
(備考) ・日本海総合病院の副院長兼看護部長及び設置主体の担当部長		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	酒田市立酒田看護専門学校
設置者名	酒田市

○ 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

- 新規の講義依頼時には、講師に記載内容(授業方法及び内容、到達目標、成績評価方法、基準)を説明する。
- カリキュラム評価を行い、見直しを図り、年度末には次年度のシラバスを完成させる。
- 当該年度のシラバスは、4月以降に公表する。
- 担当教員は、学生自らホームページにアクセスし、必要に応じてシラバスをダウンロードするように年度初めに説明をする。

授業計画書の公表方法 ・学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与える、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

(成績の評価及び単位)

学則第20条 成績の評価は、教科試験及び実習成績に基づき、単位を認定する。ただし、出席時間数が教科の必要時間数の3分の2に達しない者は、その教科について評価を受けることができない。

2 評価基準による成績の評価については、次の基準とし60点以上を合格とする。

A (100点から85点) B (84点から70点) C (69点から60点) D (59点以下)

関連規程より

(2) 学科試験

①学科試験は原則としてその科目が終了したときに受験資格のある学生に対して行う。ただし、科目の講師が必要と認めた場合は、この限りではない。

②学科試験は、次のものとする。

ア 終講試験 授業が終講した科目について行う。

イ 追試験 受験資格を有する学生が、次の理由により試験を受けることができなかつた場合、試験後7日以内に限り追試験を受けることができる。

(ア) 特別出席扱いの場合

(イ) 病気・事故

(ウ) 校長が特に認めた場合

・追試験を受ける学生は、追試験願(様式第1号)により、すみやかに願い出なければならない。

・追試験を受験しなかった者は、原則として再度追試験は行わない。

・追試験において履修を認定された場合の評点は、20%を減ずる。

ウ 再試験 終講試験の結果、評価が不合格となった科目に行う試験であり再実施は行わない。試験結果が60点に満たない場合、校長が必要と認めた場合に1回限り再試験を受けることができる。

・再試験を受ける学生は、再試験願(様式第2号)により、すみやかに願い出なければならない。

・再試験を受験しなかった者は、再度試験は行わない。

・再試験において履修を認定された場合の評点は、60点を上限とする。

③試験において不正行為をした場合、その科目の評点を0点とし、学則第30条の規定の適

用により、戒告、停学または退学となる場合がある。

(3) 実習の成績等について

①評価は各実習終了後に行う。

②単位取得又は卒業のため、次の一つに該当する学生については、本人の申し出より再実習を受けることができる。再実習とは追実習を含む。

ア 当該実習科目の時間数が 3 分の 2 に満たなかった者

イ 実習成績の評点が 60 点に満たない者で、校長が必要と認めた場合

ウ 特別出席扱いであるが、実習内容が不足したと認められる者

③再実習は原則として臨地実習を行う。

④上記イにおいて履修を認定された場合の評点は、60 点を上限とする。

※再実習を受ける学生は再実習願（様式第 3 号）により、再実習期日の前日までに願い出なければならない。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

(成績の評価及び単位)

学則第20条 成績の評価は、教科試験及び実習成績に基づき、単位を認定する。

ただし、出席時間数が教科の必要時間数の3分の2に達しない者は、その教科について評価を受けることができない。

2 評価基準による成績の評価については、次の基準とし60点以上を合格とする。

A (100点から85点) B (84点から70点) C (69点から60点) D (59点以下)

3 GPAによる成績の評価については、次の基準とする。

4.5~3.5まで (特に優秀な成績である) 3.4~2.5まで (優秀な成績である)

2.4~1.5まで (到達基準を満たす成績である)

1.4~0.5まで (最低限の到達基準を満たす成績である) 0 (到達基準に至っていない)

・前期課程・後期課程修了時に履修科目の成績評価を点数化し、学年全体における個人の平均点を算出する (100点満点で点数化)。

・成績評価結果は、学年全体における個人の平均点で表す。

・成績判定会議を経て成績分布状況を把握する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

・科目の評価指標並びに成績分布状況については、学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

(卒業の認定)

学則第21条 校長は、別表に規定する単位数のすべてを履修した者に対し、総合的な審査を行い卒業を認定する。

(学生便覧P4掲載)

ディプロマポリシー (卒業認定・専門士授与に関する方針)

1. 人間の多様な価値観を尊重し、他者と良好な人間関係を築くことができる。

2. 看護の専門職業人としての責務を自覚し、倫理的判断に基づく看護が実践できる。

3. 対象の健康課題を明らかにし、科学的根拠に基づいた看護が実践できる。

4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の機能と役割を理解し、多職種と連携・協働できる。

5. 自己の省察から課題を明らかにし、根拠に基づいた実行可能な解決策を考えることができる。

6. 看護の専門職業人として、変化する社会やニーズに対応するために学びを継続する姿勢がもてる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

・入学オリエンテーション・保護者会で、学生・保護者に説明する
・学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	酒田市立酒田看護専門学校
設置者名	酒田市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士
医療分野		医療専門課程	看護学科		○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	106単位	68単位	15単位	23単位	0単位
		106単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
	90人	80人	0人	8人	100人	108人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

（教科目別の単位数等）

学則第6条 教科目別の単位数及び時間数は、別表のとおりとする。

[別表]

- 2 前項の規定による単位数は、1単位の教科目につき上限45時間の授業時間数を必要とする内容をもって構成することとし、次に掲げる基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、1単位15時間から30時間までの授業時間数とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、1単位30時間から45時間までの授業時間数とする。
 - (3) 臨地実習については、1単位30時間から45時間までの実習とする。

・カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）（学生便覧P4掲載）

ディプロマポリシーを達成するために必要な教育課程の編成や授業科目の内容・方法について本校の基本的な考え方を以下のように定めます。

1. 本校は、3年間で106単位・2916時間を修得する教育課程を編成しています。カリキュラムデザインは漸進型とし、講義・演習・実習を段階的に学んでいきます。学年の進行に合わせて系統的かつ発展的に学ぶことで、看護の専門職業人として必要な実践力の修得につながる構成としています。
2. 看護基礎教育課程は、基礎分野・専門基礎分野・専門分野の3つの分野から構成されています。当校ではそれぞれの科目内容が持つ教育的性格からねらいを明らかにし、他分野・科目との関連性を考慮しながら教育課程を編成して

います。

*専門分野は基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の7領域および看護の統合と実践から構成されています。

3. 専門基礎科目・専門分野における教育内容では「看護実践力の育成」と「多様な場で暮らす人々の理解」を中心概念としています。
 4. 学生が自分の課題を明確にでき、主体的に課題に取り組むことのできる自己教育力を育成するために必要な教育内容・方法を導入しています。
 5. 基礎分野、専門基礎分野、専門分野のいずれも科目配列の順序性は系統的かつ発展的な学習ができるような配列・時間数を考慮しています。
 6. 能動的に学ぶことができるよう、授業ではグループワークやディスカッション、ディベートを中心としたアクティブラーニングを積極的に導入しています。
 7. 専門分野においては、横断授業として領域を超える科目建てを行い、看護の対象である人間とその生活を多角的に理解する力と、健康状態に応じた看護が実践できる力を育成します。
 8. 特別教育活動や学年を超えた活動をとおして、協調性や倫理的態度、リーダーシップ・フォロワーシップを身につけることができるよう編成しています。
 9. 学修の成果は、シラバスに明示された学習目標にあわせ筆記試験・技術試験・レポート等の他、授業への参加状況なども含め適切にかつ総合的に評価を行います。また、学生自身が学習への取り組みを自分で評価することにより、課題の発見と目標の設定につなげ主体的に学びを継続していく自己教育力を育みます。
 10. 学修成果の評価および学生の自己評価（主観的評価）、また学生による授業評価や卒業時アンケートなどを活用し、よりよい教育方法・内容の改善につなげていきます。
 11. 本教育課程により、学生は看護師国家試験の受験資格を得られます。また、卒業時には専門士（医療専門課程）が授与されます。
- ・1 時限は45分（2 時限90分）で換算する。（実習時間は60分もあり）
 - ・カリキュラム進度表（別表参照）

成績評価の基準・方法

（概要）

（成績の評価及び単位）

学則第20条 成績の評価は、教科試験及び実習成績に基づき、単位を認定する。ただし、出席時間数が教科目の必要時間数の3分の2に達しない者は、その教科目について評価を受けることができない。

2 評価基準による成績の評価については、次の基準とし60点以上を合格とする。

A (100点から85点) B (84点から70点) C (69点から60点) D (59点以下)

3 GPAによる成績の評価については、次の基準とする。

4.5～3.5まで（特に優秀な成績である）3.4～2.5まで（優秀な成績である）

2.4～1.5まで（到達基準を満たす成績である）

1.4～0.5まで（最低限の到達基準を満たす成績である）0（到達基準に至っていない）

- ・前期課程・後期課程修了時に履修科目的成績評価を点数化し、学年全体における個人の平均点を算出する（100点満点で点数化）。
- ・成績評価結果は、学年全体における個人の平均点で表す。
- ・成績判定会議を経て成績分布状況を把握する。

卒業・進級の認定基準

(概要)

(卒業の認定)

学則第21条 学校長は、別表に規定する単位数のすべてを履修した者に対し、総合的な審査を行い卒業を認定する。

学修支援等

(概要)

- ・アドバイザー担当教員により、学習・進路指導及び心身の健康等に係る支援を行う。
- ・必要時、スクールカウンセラー（臨床心理士）のカウンセリング等を実施する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	4人 (13.8%)	25人 (86.2%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 日本海総合病院ほか県内医療機関24人 県外医療機関1人			
(就職指導内容) 卒業後の志望調査・病院見学等の周知・面接指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士・看護師国家試験受験資格・看護師国家試験合格率96.6%			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
83人	4人	4.8%
(中途退学の主な理由) 学力不信・体調不良など		
(中退防止・中退者支援のための取組) ・休学と復学支援　・休学中の面談　・保護者面談（複数回）		

②学校単位の情報 a)

「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000円	240,000円	約400,000円	市内在住者は 入学金50,000円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・授業料の減免について 高等教育の修学支援新制度に基づく国の支援に上乗せして、本市独自の支援を行っている。 ・卒業時の支援、住宅入居支援 				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.sakata-kango.jp/ ・学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
別紙1参照【自己評価・自己点検に係る評価システム】 体制 (学校運営委員会より) : 日本海総合病院副院長兼看護部長 酒田市健康福祉部長		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
(地独) 日本海総合病院 副院長兼看護部長 (現職)	定めていない	学校運営委員 看護師
酒田市健康福祉部長 (現職)	定めていない	学校運営委員 事務局
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.sakata-kango.jp/ ・学校教務室で対象者を特定せずに閲覧する		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://www.sakata-kango.jp/
--